

練馬区役所プラスチック削減指針実施細目

令和4年3月31日
3練環環第2376号制定

(目的)

第1 この細目は、練馬区役所プラスチック削減指針(令和4年3月31日3練環環第2376号。以下「指針」という。)第5に基づき、指針の実施に必要な事項を定める。

(取組内容)

第2 プラスチック削減の取組はつぎのとおりとする。

1 使い捨てプラスチック製品

(1) レジ袋

ア 庁内の売店では、使い捨てのプラスチック製レジ袋を提供しない。

イ 物販を伴うイベント等では、あらかじめ区民等に対し、マイバッグの持参をホームページ、ポスター等により周知する。

(2) カトラリー等

庁内の食堂および売店では、使い捨てのプラスチック製カトラリー(スプーン、フォーク等)、ストロー、マドラー等を提供しない。

(3) 使い捨て食器

イベント等における食品提供では、リユース食器や紙製食器等の使用を基本とする。

(4) ペットボトル

ア 会議等における飲料提供では、湯飲み、紙コップもしくは缶での提供またはマイボトルの使用を基本とし、ペットボトルおよび使い捨てのプラスチック製コップは使用しない。

イ 区有施設に設置している自動販売機の販売品目の容器は、原則、缶またはびんとする。ただし、飲料水についてはこの限りではない。

(5) 啓発物品

ア 啓発事業では、使い捨てプラスチック製品を使用しない。

イ 包装は、省略するものとする。ただし、製品の性質上、包装を必要とする場合は、プラスチック以外の素材を基本とする。

2 使い捨て以外のプラスチック製品

(1) 本指針および「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、可能な限り紙等の素材や再生プラスチック等を使用した環境配慮製品を選択する。

(2) 啓発におけるプラスチック製品(クリアファイルやうちわ等)は、原則、作成・配布しない。

付 則

この実施細目は、令和4年4月1日から施行する。